

## 生徒指導部

### 第1条 服装規程

本校の制服は指定のブレザー・スラックス、シャツ・ブラウスとする。季節に応じて指定のベストで対応するものとする。

#### 制服

##### (1) ブレザー・スラックス

- ア 指定のブレザー・スラックスとし、改造は認めない。
- イ ボタンは所定のものを使用し、別のものは使わない。
- ウ 着脱は気温に応じて、自分で調節すること。
- エ ブレザーにアクセサリ類をつけない。

##### (2) シャツ・ブラウス

- ア 男子は指定のシャツ、女子は指定のブラウスとし、改造は認めない。
- イ ボタンは所定のものを使用し、別のものは使わない。
- ウ ボタンダウンのボタンを外すことは認めない。

##### (3) ベスト (男子、女子共通)

- ア 指定のベストとし、改造は認めない。
- イ 季節による着脱は、自分で調節すること。

##### (4) スカート (女子)

- ア 略装として6月1日から9月30日まで着用可とする。
- イ 改造したものは認めない。
- ウ ソックスは黒か紺とする

#### その他

##### (1) 男女共通

- ア 登下校は制服とする。但し、学校が認める場合は例外がある。
- イ コート・ジャンパー等については機能的で華美でないものとする。  
ブレザーを必ず着用してから、コート・ジャンパー等を使用する。
- ウ 履物は華美でないものとし、ヒールの高いものやサンダル類は禁止とする。
- エ ピアス・ネックレス等の装飾品はつけない。また、化粧をしない。
- オ 授業中は制服である。特別な理由がある場合は異装届けを提出する。  
・頭髪は高校生として品位を保つように心がけ、パーマ・色染め(脱色)等をしない。

#### 附則

- 1 この規定は平成13年4月1日から施行する。
- 2 一部改正 平成15年4月1日
- 3 一部改正 平成21年4月1日
- 4 一部改正 令和3年4月1日

## 第2条 運転免許の取得規程

免許を取得しようとする者は、保護者連名で所定の許可願を提出する。ただし、下記条件が全て満たされる者でなければ許可しない。

### (1) 運転免許の取得

#### ア 原付免許等

(ア) 原付・自動二輪免許の取得は認めない。

#### イ 普通免許

(イ) 自動車学校への通学は第3学年の後期中間考査成績会議終了後で、授業やその他の学校生活に支障をきたさないこと。また、このことを生徒指導部が保護者と生徒に説明をした後に認める。

(イ) 申込み時点で仮評定・評定「1」の教科がなく、すべての教科の欠課時数が15パーセントを超えていない者。

(イ) 免許取得後は速やかに学校に報告し、保護者が預かることを基本として、運転は認めない。

#### ウ その他

(ウ) 生徒の運転による原付・自動二輪、普通自動車の通学は認めない。

(ウ) 許可なく免許証を取得することは認めない。

(ウ) 後期期末考査一週間前からは自動車学校への通学を禁止する。

## 附則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 一部改正 平成15年4月1日

3 一部改訂 令和3年4月1日

## 第3条 特別指導規程

### (1) 特別指導規程の目的

学校生活の規律を守り、学校目標を達成するため、本規程を設ける。

### (2) 特別指導

本校生徒として校則に反する行為をし、他に影響を及ぼし信用を失う場合は、下記にあげる特別指導を行う。

ア 退学 イ 停学 ウ 訓告

### (3) 特別指導の具体的な例

ア 法律に触れる行為

イ 肉体的、精神的に苦痛を与える行為、あるいは他から見て異常を感じる行為

ウ いじめと認められる行為

エ 授業規律を乱す行為

オ 考査における不正行為

カ 故意に校舎内外の施設・設備を破損する行為

キ 著しく校則に反する行為

ク 無断免許取得、車両（原付・自動二輪・普通自動車）の運転行為等

ケ 高校生が入場を制限されている遊技場・酒類を提供する場所の立入行為

コ その他、職員会議で指導が必要とみなされた行為

(4)特別指導の決定

特別指導は生徒指導部による該当生徒の事情聴取、生徒指導部より職員会議への原案提出、審議を経て校長がこれを決定する。

(5)特別指導の申渡し

特別指導の申渡しには、本人の他、保護者が同席する。

(6)特別指導解除の申渡し

特別指導解除の申渡しには、本人の他、保護者が同席する。

(7)特別指導は家庭謹慎及び登校謹慎を基本とし、適切に生徒を更生させることを目的とする。

(8)その他

相当時間を経過した後に特別指導に相当する行為が判明した場合でも、原則として本規程を適用する。

附則

1 この規程は平成13年4月1日から施行する。

2 一部改正 平成15年4月1日

3 一部改正 平成21年4月1日

4 一部改訂 令和3年4月1日

## 生徒会規約

(1)総則

ア 本会は北海道鷹栖高等学校生徒会と称する。

イ 本会は学校教育目標に基づき、自治活動への積極的な参加を目指すと共に会員相互の親睦を図り、将来良識ある社会人となるべき資質の向上に努めることを目的とする。

ウ 本会は北海道鷹栖高等学校生徒を会員とする。

(2)組織および機構

ア 本会には次の組織を置く。

(ア)総会 (イ)協議委員会 (ウ)常任委員会 (エ)ホームルーム (オ)選挙管理委員会 (カ)部・同好会

イ 本会には次の役員を置く。

(ア)会長(1名) (イ)副会長(1~2名) (ウ)書記(1名) (エ)会計(1名) (オ)監査(1名)

ウ 役員は全員立候補し、選挙により選出する。ただし、対立候補がない場合は信任投票を行う。立候補がない場合は協議委員会で推薦し、本人の同意を持って決定する。この場合は信任投票を行わない。

エ 会長は生徒会を代表し、会務を行う。

オ 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。

カ 会計は会計事務を処理し、出納簿の整理・保管を行う。

キ 書記は議事録類の作成・保管、連絡と決議内容の発表を行う。

- ク 監査は会計・備品の監査を行う。
- ケ 役員はすべて校長によって認証される。
- コ 役員の任期は1年とする。
- サ 役員の改選は9月中に行い、任期は10月1日より翌年9月30日までとする。

### (3)総会

- ア 総会は本会の最高議決機関であり、次のことについて審議し決定する。
  - (ア)年間活動方針および計画
  - (イ)予算・決算の報告・承認
  - (ウ)会則の改廃
  - (エ)その他必要事項
- イ 総会は年度初めに行う。ただし、次の場合は臨時総会を行う。
  - (ア)会長が必要と認めた場合。
  - (イ)協議委員会が必要と認めた場合。
  - (ウ)会員の3分の1以上の要求がある場合。
- ウ 総会は会員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- エ 総会の議長は、協議委員長が兼務する。

### (4)協議委員会

- ア 協議委員会は総会に次ぐ議決機関であり、次のことについて審議して決定する。
  - (ア)生徒会役員およびホームルームにより提案された議案
  - (イ)常任委員会より提案された議案及び部・同好会の改廃
  - (ウ)その他の必要事項
- イ 協議委員会は各ホームルームの室長・副室長で構成される。
- ウ 協議委員会には生徒会役員が常に出席し、各常任委員長は必要に応じて出席する。ただし議決権は持たない。
- エ 協議委員会は必要に応じて委員長が召集する。
- オ 協議委員会は協議委員の3分の2以上の出席で成立し、その議決は過半数の賛成を必要とする。
- カ 協議委員会の委員長は協議委員の互選によって選出する。

### (5)常任委員会

- ア 本会には次の常任委員会を置く。
  - (ア)体育委員会
  - (イ)文化放送委員会
  - (ウ)生活委員会
  - (エ)保健委員会
  - (オ)図書委員会
- イ 常任委員会の委員は各ホームルームから2名選出して、委員長は委員の互選によって選出する。
- ウ 常任委員会の任務は次の通りとする。

(7) 体育委員会

生徒会主催の体育的行事の計画・運営、その他必要事項

(i) 文化放送委員会

生徒会機関誌の発行、放送機器の取り扱い、その他必要事項

(j) 生活委員会

校舎内外の生活規律に関する計画・運営、その他必要事項

(k) 保健委員会

校舎内外の清掃・美化および保健安全に関する計画・運営、その他必要事項

(l) 図書委員会

図書の利用に関する計画・運営、その他必要事項

(6) ホームルーム

ア ホームルームは生徒会活動を推進する基盤であり、つねに協議委員会、常任委員会などと密接な連絡を取りながら活動する。

イ ホームルームには次の委員を置く。

(7) 室長 (1名) (i) 副室長 (1名) (j) 選挙管理委員(2名)

(k) 体育委員(2名) (l) 文化放送委員(4名程度) (m) 生活委員(4名程度)

(n) 保健委員(2名) (o) 図書委員(4名程度)

ウ 委員の任期は前期・後期として、前期は4月1日より9月30日まで、後期は10月1日より3月31日までとする。ただし、上記イの(j)、(l)、(o)の委員の任期は1年間とする。

(7) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は以下の生徒会役員選挙に関わる任務を行う。

ア 告示は選挙1週間前に行う。

イ 各候補者には責任者を1名つけて、告示日前日までに選挙管理委員長に届け出る。

ウ 立会演説会を行い、その後直ちに投票を行う。

エ 対立候補がない場合は、信任投票を行う。

オ 欠員等による生徒会役員の補充は、協議委員会の議決により決定する。

(8) 部・同好会

ア 部は年間を通して活動し、活動状況に応じて休部(1年間のみ)または廃部の決定をする。

イ 同好会を設立する場合は、申請願を生徒会に提出する。

ウ 同好会は次の各項に該当するものとする。

(7) 複数の会員がいる。

(i) 練習に必要な施設、設備がある。

(j) 顧問がいる。

エ 上記ウにおいて申請された同好会は、職員会議で適性を確認し、協議委員会で認められ、校長の承認を得て発足する。

オ 部昇格については活動状況に応じて協議委員会で認められ、さらに生徒総会および校長の承認を得

て決定する。

カ 同好会は年間を通して活動し、原則として年度途中の設立は認めない。

キ 会員はいずれかの部または同好会に加入できる。ただし、原則として、2つ以上の部に加入できない。

ク 部員・会員は特別な理由がない場合は通年活動することを原則とする。

ケ 予算については、年度当初に予算要求書を生徒会に提出し、生徒総会の承認を得て決定する。同好会には原則として生徒会予算より支出しない。

コ 同好会の対外活動は、原則として認めない。

サ 部活動・同好会の継続的な活動や活動そのものに問題が生じた場合、職員会議で存続を検討できる。

#### (9)会計

ア 会員は次の会費を収める。

(ア)入会金は1,000円(入学時)

(イ)会費は月額900円(1,800円×6回で引落とし)

イ 会計年度は4月1日から3月31日までとする。

#### (10)承認

生徒総会、協議委員会での決定事項は、当該顧問を通じて校長の承認を受ける。

#### (11)解任

会員の3分の1以上が役員解任を要求したときは、そのための評決を総会で行う。評決は出席者の3分の2以上の賛成が必要となる。

#### (12)合宿規程

ア 合宿を行うときは、次の手続きが必要である。

当該顧問は計画書に保護者の承諾書を添えて生徒指導部に1週間前までに提出し、審査を受け校長に提出する。

イ 次の事項に該当しない場合は、職員会議で審議する。

(ア)日数は1週間以内とする。

(イ)回数は年度内1回とする。

(ウ)実施期間は長期休業中とする。

(エ)当該顧問と起居を共にする。

#### (13)弔慰規程

ア 本規程は、会員及び職員弔慰に関して定めたものである。

イ 弔慰費は生徒会会計から支出する。

ウ 弔慰費は次の通りとする。

(ア)会員の死亡 10,000円

(イ)会員の父母又はそれに代わる者の死亡 10,000円

(ウ)職員の死亡 5,000円

(エ)会員・職員の災害及び上記以外の事項協議による。

## 附則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 一部改正 平成15年4月1日
- 3 一部改訂 令和3年4月1日

## 生徒会派遣規程

- (1)本規程は会員が各種団体の主催による行事の参加に関するものである。
- (2)支出は次の各項に該当するものとする。特に、高体連は北海道高等学校体育連盟の主催大会参加者災害補償制度が適用される競技については、全道大会も含めて5大会とする。
  - ア 高体連、高野連主催の各種大会
  - イ 高文連主催の各種大会
  - ウ 国民体育大会
  - エ 生徒会役員・ホームルーム委員等が他校と交流する場合
  - オ その他学校の代表としてふさわしい行事・大会への参加
  - カ 各種大会のない部については地区大会に準ずる研修
  - キ 校長が認めた場合
- (3)代表として派遣される場合、次の各項に該当するものとする。
  - ア 学業成績が良好である者。成績の評価・評定が「1」を有する者は参加資格を失う。ただし、補習の状況などにより別途審議する。
  - イ 出席状況が良好である者。各定期考査ごとの出席時数が実施時数の80%に達しない科目がある場合は別途審議する。
  - ウ 生活態度が良好である者。学校長より停学を申し渡された者は、申し渡しをされた日から解除後30日を経過するまでの間、参加資格を失う。
  - エ 日常的に活動し、十分に練習を積んでいる者。ただし、参加資格の有無について、顧問の責任で判断することができる。
  - オ 学校外の団体で大会参加する場合は、その団体責任者から正式な文書により学校へ届け出してもらうこと。ただし、参加資格の有無については、生徒指導部で判断することができる。
- (4)上記(2)に該当する場合は、次の手続きを必要とする。
  - ア 当該顧問は、所定の申請用紙及び承諾書を生徒指導部に1週間前までに提出して審査を受け、校長の許可を得る。
  - イ 参加人数は原則として登録メンバーとし、活動状況によっては増員もある。
- (5)参加者の経費は次の基準で算出する。
  - ア 交通費  
鷹栖町、旭川市内を除く、目的地までの往復運賃を支給する。
  - イ 宿泊費  
実費を支給する。(上限は6,000円)

- ウ 出品物・搬出等に要する経費  
実費を支給する。
- エ 参加料・登録料  
実費を支給する。
- オ 全道大会以上の参加経費は次のように規定する。  
全道大会以上の参加経費は、体育文化後援会より支出する。

(6)参加日程は次のように規定する。

- ア 目的地到着期日は開会式もしくは開始日の当日または前日とする。
- イ 参加者は行事終了後、速やかに開催地を出発する。
- ウ 特別な場合が生じたときは学校長の判断とする。

附則

- 1 一部改訂 令和3年4月1日

## 生徒会派遣規程の申し合わせ事項

(1)連盟等への登録について

- ア 団体登録は、生徒会会計より支出する。
- イ 個人登録は年度毎に審議して決める。

附則

- 1 この申し合わせ事項は、平成20年4月4日から施行する。

## 生徒心得

本校の教育目標に従い、校内外全ての生活において高校生としての良識に基づき、自覚を持って行動する。

(1)校内生活

- ア 日常の行動は明朗快活で常に礼儀正しく挨拶する。
- イ 始業時の合図までに入室・着席し、集中して授業を受ける。
- ウ 欠席する場合は、当日の朝までに保護者が学校に連絡する。
- エ 遅刻・早退者は、必ず入室許可届・早退届に理由を記入し、担任等の検印を受けて入室・早退する。
- オ 日課内、やむを得ず一時外出する場合は外出届を提出し許可を受ける。
- カ 学校生活に不必要なものは持参しない。漫画、雑誌、ゲーム等。
- キ 校舎内外の施設・設備を大切に取り扱い、万一破損したときは直ちに担任等に届け出る。
- ク 遺失物・拾得物は直ちに担任等に届け出る。
- ケ 校内での飲食は、教室及び指定された場所とする。
- コ いじめをしない。また、いじめにあっている人がいたら、優しく声をかけ信頼できる人（保護者、先生、相談窓口等）に早急に相談する。

(2)携帯電話・スマートフォン・ウェアラブルデバイスについて

- ア 授業中の使用を禁止する。登校後にHRで預けて、下校時に返却される。
- イ 使用において、学校生活に支障を来さないよう注意する。
- ウ ウェアラブルデバイス(スマートウォッチ、リストバンド等)の学校への持ち込みは禁止する。
- エ 授業で使用するタブレット端末は、学校が定める利用上のルールとマナーを厳守する。
- オ ネット上には自他の個人情報掲載しない。マナーを守り、被害者にも加害者にもならない使い方に努めること。

(3)部活動について

- ア 休日などに登校して校舎、体育館、グラウンドを使用するときは、事前に校長の許可を受ける。
- イ 定期考査1週間前から学習専念期間として、部活動の活動を休止する。ただし、直近に大会がある場合などは生徒指導部で審議する。

(4)校外生活について

- ア 私服での外出は高校生らしいものとし、身分証明書を携行する。
- イ 夜間外出は22時までとし、目的、行き先、帰宅時間、同行者連絡方法等を家庭に明らかにする。
- ウ 喫煙飲酒などの法律で禁じられている行為は絶対にしない。
- エ 高校生の入場が法律で禁止されている場所には出入りしない。
- オ カラオケ、ゲームセンター等の利用はマナーを守る。
- カ 未成年同士でキャンプ、登山、旅行等の計画のあるものは必ず保護者の了承を得て学校に届け出る。
- キ 無断外泊は絶対にしない。

(5)アルバイトについて

- ア おもに酒類を提供する場所、未成年が出入りできない場所、歓楽街での就業を禁止とする。それ以外の場所であっても、それに準じる場所は許可しない。
- イ 学校生活に支障をきたす場合は辞めさせることがある。
- ウ 1学年は学校生活が確立される時期(夏休み前)までは、アルバイトを認めない。それ以降は、事前に保護者が担任と業務内容と校則について確認し、学校へ届け出る。
- エ 就業時間は21時までとする。また、定期考査1週間前から学習専念期間としてアルバイトを休止する。

(6)通学

- ア 通学の際は交通安全に気をつけること。マナーを守り、公共の交通機関を利用すること。
- イ 自転車通学について
  - (f)学校で実施する点検に合格して、指定の学校ステッカーを貼ってある自転車で通学する。
  - (g)道路交通法を守り、他の迷惑にならないように道路を利用すること。
  - (h)必ず施錠して所定の場所におく。

(7)その他

- ア 男女交際は、不快感を与えない、節度あるものとする。
- イ 金銭貸借は禁止する。

## 頭髪などのきまり

### (1) 頭髪

- ア パーマ・色染め・脱色等は絶対に認めない。地毛（色・縮毛など）がある場合は、入学式後に担任に申し出る。
- イ 髪で、目や顔の輪郭が隠れることのないように長さを整えること。
- ウ 刈り込む、そり込むなどして長さに不自然な落差をつけることや、変型カットは認めない。
- エ ドライヤー、色染め、矯正などで色が明るい場合は改善する。
- オ エクステ・ウィッグなど地毛以外を着けることを禁止する。
- カ 加工が認められた場合は、元の状態に戻るまで改善を継続する。

### (2) 身だしなみ

- ア 化粧・アクセサリーは禁止する。
- イ カラーコンタクト、まつげのエクステ・パーマ、ピアスの穴を開けることは禁止する。

### (3) その他

- ア コート・ジャンパー等については機能的で華美でないものとする。
- イ 履物は華美でないものとし、ヒールの高いものやサンダル類は禁止とする。

## 附則

- 1 この規定は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 一部改正 平成15年4月1日
- 3 一部改訂 令和 3年4月1日
- 4 一部改訂 令和 5年4月1日